

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、令和5年山形県教育委員会5月定例会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、片桐委員と小関委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。
(1)「令和4年度「英語教育実施状況調査」の結果について」、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長> 令和4年度の英語教育実施状況調査の概況について御説明いたします。

報告1-1を御覧いただきたいと思います。先日公表されました令和4年度英語教育実施状況調査、本県結果の概要の資料となっております。

初めに、中学校の結果について、概要の一番上、生徒の英語力の結果を御覧いただきたいと思います。生徒の英語力はセファール(CEFR)という英語力の国際的な基準を基に判断しております。中学校の場合は、セファールA1、すなわち英検3級等を取得又は同等の英語力を有すると教師が判断した割合となります。本県は42.3%、前回の調査に比べて3.4ポイント増加し、全国的に見ると差は詰まってはいるものの、まだ平均には届いていない状況となっております。

次に、教員の英語力の表を御覧ください。セファールB2以上の英語力、すなわち英検準1級以上の英語力を有している教員は、36.0%になりました。前回調査に比べて0.4ポイント増加したものの、まだ全国平均には至ってはいない状況となっております。

続いて表の一番下にあります、小・中連携の状況について、教員の情

報交換や相互の授業参観、小・中を通したカリキュラム作成などを行っている割合は 64.9%と若干減少したところではありますが、その隣、表右側の中・高連携の状況は 73.8%と増加しております。引き続き、中・高連携を進めるとともに、ICT等を活用した連携など、小・中連携の充実も図っていきたいと考えております。

続いて高等学校について、生徒の英語力を御覧いただきたいと思えます。生徒の英語力はセファールA2以上の英語力、英検準2級以上を基準として判断しております。令和4年度については 48.5%であり、令和3年度の調査と比べると、1.6ポイントの増加になりました。

高等学校の教員の英語力の表を御覧いただきたいと思えます。英語検定等の資格取得に関しましては、令和4年度は 69.6%と、令和3年度に比べ、3.5ポイント減少しております。

以上のように、高等学校においては生徒の英語力には取組の成果が見られたものの、教員の英語力については引き続き資格取得を奨励していくことが必要と考えております。

本県の英語教育推進に向けて、小・中・高等学校を通じて児童・生徒の英語での発信力強化に向けて、指導力を向上させることが不可欠であると考えております。小・中・高等学校で目標や指導のあり方等を共有した上で、教員の指導力向上、そして生徒の英語での発信力向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、「2 今後の取組み」にある四つの取組を挙げております。

一つ目に、優れた実践事例の発信や授業改善に向けた具体的な指導に関する資料や動画を発信すること。

二つ目に、英語担当指導主事のいない市町村教育委員会に対して、県教育委員会による支援を行うこと。

三つ目に、教員の指導力を向上させるための研修会を充実させること。

四つ目に、公私間連携による事業研究会を充実させること。

以上の取組を通し、英語を用いて生き生きとコミュニケーションを図ることができる生徒の育成を目指して、本県の英語教育を一層推進してまいりたいと考えております。

以上になります。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

この先生の英語力についてというのは、英語専門の先生ということでしょうか。

<義務教育課長>

そうです。中学校であれば中学校の英語教諭、高等学校では高等学校の英語科を担当する教諭、専門の先生ということですよ。

<小 関 委 員>

英語担当指導主事のいない市町村教育委員会は、数はどのくらいある

のですか。

<義務教育課長>

数として具体的に押さえているわけではないのですが、逆に英語の指導主事がある市町村の方が少ない状況です。

どちらかという国語や算数・数学の指導主事が多い傾向がありまして、どこの市町村にも全く英語の指導主事がないというわけではないのですが、県内ではいまのところ、いる市町村の方が少ない状況です。

大きい市町村、例えば山形市や鶴岡市、酒田市ですと指導主事の数も多く、英語の指導主事もいるのですが、大体の市町村は指導主事が一人のところもありますし、二人のところも結構ありますので、そういうところには支援をしていくという状況です。

<教 育 長>

支援というと、具体的にどのようなことをしているのですか。

<義務教育課長>

英語の授業研究会があるので、是非県の方から指導主事に来ていただけないかということをお願いされることがあります。

通常各教育事務所に依頼があり、そこから支援という形で行くわけですが、英語の指導主事については非常に数少ないので、義務教育課からできる限り各市町村に直接出向いて、指導に当たっているところがあります。

<山 川 委 員>

高校生などだんだん英語力が付いてきていて良いと思うのですが、先生方の英語の能力がなかなか上がらない。

セファールA 2だと英検準2級相当ということですが、恐らく既に高等学校で「準」のついてない2級を事実上取っているくらいの能力のある子どもたちも結構いるのだらうと思うのです。

そうすると、それを教える先生の方がそれについていけないのかと少々心配ですので、もう少し頑張ってもらいたいです。

英語の先生方の調査結果は客観的な基準がある一方、数学や国語、理科や社会はそういう基準はないので、こういう調査結果を見るとほかの科目も少々心配です。

<小 関 委 員>

小学校の英語が必修になった際に市町村の教育委員会に英語教育のあり方について提案をしてきました。

英語の先生とアシスタントになる外国人の方が一緒に教える形がとられているのですが、そういった外国人よりも以前海外に住んでいた日本人で英語が堪能な地元の人の方が、日本人が英語を理解して話すようになるまでの過程を知っている人なので、教えるのは上手だと思います。

地域にいらっしゃるバイリンガルと言われるような方を呼んで、児童・生徒に日本人がどうやって英語を習得していくかのポイントをまず押さえさせれば、後は勝手に伸びてくると思います。

- <義務教育課長> 地域にいらっしゃる英語の堪能な方を学校にお呼びして、授業の中で御協力いただいた事例はいくつか私も知っているのですが、取組として効果的なものについてはこちらとしても拾いながら広めていけるようにしたいと思います。
- <小 関 委 員> 人材バンク登録ではないですが、こういう人が山形県にいますと皆さんに通達すれば、そこであの人呼んでみようとなると思います。
- <教 育 長> ほかになければ、次に（２）「米沢産業高校（仮称）の校名公募について」、高校教育課 高校未来創造室長より報告願います。
- <高校未来創造室長> 報告２－１を御覧ください。
令和７年度に開校します米沢産業高校（仮称）の校名の募集につきましては、３月の定例教育委員会におきまして概要を御説明しているところでございますが、６月から公募が始まりますので、その詳細を御報告申し上げます。
まず、「１ スケジュール」を御覧ください。今月から県のホームページ、テレビ、ラジオ、SNS、また東南置賜地区の各市町の広報誌等で公募についてお知らせをし、６月１日から３０日の間で校名を募集いたします。その後、集計作業、検討を経まして、１０月に校名の公表を予定しているところでございます。
続いて「２ 公募の詳細」、この中段の「応募先」を御覧ください。募集につきましてはウェブ又ははがきによる郵送で受付をいたします。次に下段の「その他」になりますが、この公募につきましては、校名を決定する上で参考にするものでありまして、応募数の多寡によって決定するものではありません。
校名の決定後につきましては、校章・校歌の検討を進めていくこととしております。報告は以上でございます。
- <教 育 長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。
- <教 育 長> 校名の最終決定まではどのようなスケジュールになりますか。
- <高校未来創造室長> いただいた募集の中身から教育局内で様々検討いたしまして、知事にも御相談申し上げ、最終的には教育局で決定案を作成いたします。
その後、教育委員会へ報告の後、県議会での公表というスケジュールになっております。
- <小 関 委 員> 聞いている話ですと、米工は「県工（山形県工業学校。県内初の県立工業学校）」として１００年以上の歴史があつて、OBの主張も強い。その中で公正に名前を決めるというのが難しいかもしれないなど不安に思っています。
公募で良い名前が付けばよいなと思っております。

<高校未来創造室長> これまでも東桜学館中学校・高等学校や致道館中学校・高等学校と学校名を決定した経緯がございます。

やはり中には主張の強い方もいらっしゃるのですが、きちんとコンセプトを持って校名が決まった際には、その内容についても周知していくことに努めたいと思っております。

<教 育 長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長> 議第1号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長> 議第1号につきまして、御説明申し上げます。

県議会5月臨時会に提案された「山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、知事から意見を求められ、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定に基づき、臨時に専決処理したことについて承認を求めるものでございます。

議1-2及び議1-3につきましては改正条例の議案となっております。その次の議1-4、議1-5については新旧対照表となっております。最後の議1-6が条例の概要となっております。

第1の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止するものです。

具体的な改正の内容につきましては第2になりますが、コロナ感染症について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による位置付け、いわゆる感染症法の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴いまして、国家公務員の改正措置に準じ、防疫作業手当の特例を廃止するものでございます。

具体的には、学校等において感染者が確認された際に実施していた校内の消毒作業等々ですけれども、その作業1日につき、防疫作業手当3千円が支給されておりましたが、こちらを廃止するものでございます。

議1-1に戻っていただき、提案理由ですが、知事から上記議案作成のため意見を求められ、緊急を要したため、専決したものでございます。

なお改正条例の施行につきましては公布の日からということで、明日予定されているところです。以上でございます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり承認してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり承認いたします。

<教 育 長>

次に、議第2号「山形県青年の家に係る指定管理者の募集について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

議第2号について、御説明申し上げます。議2-1を御覧願います。お諮りいたしますのは、山形県青年の家に平成22年4月から導入され現在第4期目の最終年度となっている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な管理運営を行うための、次期の指定管理者の募集についてでございます。

山形県青年の家は、天童市にある青少年教育施設でございます。最寄り駅の天童駅から南東へ約500メートル、舞鶴山の北西に位置しております。

「2 指定の期間」は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

「3 申請者に必要な資格」につきましては、総務部から全庁に示されているガイドラインに沿った内容としております。

議2-3を御覧願います。

山形県青年の家の施設概要について御説明いたします。

この施設は、多様な交流や体験活動を通して青少年の社会力の育成、次代を担う人づくり、青少年の健全育成を目的としているものですが、建物は地上3階建てで、25部屋・214名が宿泊可能となっております。ほかに研修室、体育館なども備えております。

4の利用者数については、利用の中心である中・高生が減少していること、加えてコロナ感染症対策として休館や一部利用制限が余儀なくされたこともございまして、近年は減少となっております。

5の現在の管理運営体制につきましては、記載のとおりでございます。現在指定管理者は「山形県青年の家管理企業体」となっております。この管理企業体は、山形ビルサービス、天童給食センター、野川ガス住宅設備の3社での企業体でございます。

指定管理者の公募に係る事項について説明申し上げます。

指定管理者が行う業務は、施設等の維持管理、運営、利用許可などでございます。

指定管理料は、5年間で2億57万円を上限といたしまして、その範囲内での提案を受けることとなります。

4の選定スケジュールでございますが、本日御可決をいただきますれば、6月6日に開催予定の指定管理者審査委員会における募集要項の審査を経て、6月中旬から7月下旬まで約6週間の期間を確保して募集を行う予定でございます。

候補者の選定につきましては、募集締切後の、7月下旬以降に開催します選定審査委員会で審査いただき、その結果を踏まえて8月下旬に候補者が選定されることとなります。

選定された候補者につきましては、県議会 9 月定例会での議決を経て、指定管理者の指定について教育委員会に議案を提出させていただく予定としてございます。

説明は、以上でございます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第 2 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第 3 号「山形県神室少年自然の家に係る指定管理者の募集について」、引き続き説明願います。

<生涯教育・学習振興課長> 議第 3 号について、御説明申し上げます。

議 3 - 1 を御覧願います。

お諮りいたしますのは、平成 30 年 4 月から指定管理者制度を導入し、現在 2 期目の最終年度となっている山形県神室少年自然の家の次期指定管理者の募集についてでございます。

神室少年自然の家は、昭和 60 年に真室川町に設置された施設であり、J R 真室川駅から北へ約 6 キロメートルのところがございます。

「2 指定の期間」と「3 申請者に必要な資格」につきましては、先ほど議第 2 号で御説明申し上げました青年の家と同様でございます。

議 3 - 3 を御覧願います。

山形県神室少年自然の家の施設概要について御説明いたします。

施設の目的は、記載のとおりでございます。敷地面積は、約 17 万平方メートルございまして、東京ドーム約 3.7 個分の広さを有しております。建物は、和室の宿泊室が 10 室、計 200 名が宿泊可能でございますほか、プレイルーム、研修室、ピロティなども備えております。

4 の利用者数についてでございますが、こちらも児童・生徒数の減少、小学校の宿泊学習としての利用が隔年となったり、利用日数の短期化などにより年々減少しております。更にコロナの影響で減少となっております。

5 の現在の管理体制は、青年の家と同様で、県直営と指定管理者によるものでございまして、指定管理者は最上地区内で葬祭の請負や仕出し業務を営んでいる株式会社ひかりでございます。

指定管理者の公募に係る事項について説明申し上げます。

指定管理者が行う業務は、施設設備の維持管理、運営、利用許可のほか、利用者への指導業務でございます。

指定管理料は、5 年間で 2 億 2,511 万 5 千円を上限として、その範囲内での提案を受けることになります。

4の選定スケジュールでございますが、山形県青年の家と同様、募集要項の審査を経て、8月上旬から9月中旬まで約6週間の期間を確保して募集を行うことを予定しております。

候補者の選定については、募集締切後の、10月上旬から中旬に開催する選定審査委員会で審査いただき、その結果を踏まえて10月下旬に候補者の選定となります。

選定された候補者については、県議会12月定例会での議決を経て、指定管理者の指定について教育委員会に議案を提出させていただく予定としてございます。

説明は、以上でございます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第4号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

◀ 議第4号及び追加提案された議第5号は秘密会にて審議 ▶

⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。